平成２３年（フ）第１４３号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前150番地１
カサ・コモダＰＡＲＴ３―210、旧住所大阪府東大阪市日下町８丁目３番32号
債務者　増田　真弓
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
愛媛県南宇和郡愛南町柏1629番地２
債務者　福岡真理子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２３７号
高知市薊野北町４丁目16番７－６号
債務者　沖中砂保里
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３９号
高知県南国市大埔乙97番地の３
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５１号
高知市百石町１丁目13番１号　ピュア桟橋通301号
債務者　松村　直人
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５７号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｇ１―202号
債務者　山﨑　美世
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０７号
大分市明野南１丁目８番２号
債務者　岡部　直徳
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９０号
大分市大字津守500番地の３　県営２Ａ２―45
債務者　赤嶺　孝行
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
富山市天正寺245番地２　コーポ天正寺101号室
債務者　関　　栄真（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
福井市本堂町第40号１番地21
債務者　宮原　寛子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
福井市学園２丁目１番16号　吉田ハイツ303号
債務者　駒野　英一
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
福井県鯖江市横江町２丁目２番１号　コーポ景山503
債務者　大田　壽子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
福井市渕４丁目2305番地　ドミールＴ２－Ｂ101
債務者　五十嵐善人
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
福井県鯖江市御幸町３丁目１番Ｋ３―301号
債務者　石田　恵子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
福井市二の宮３丁目18番26号
債務者　上田　敬子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2646番地
債務者　兒玉　直也
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2646番地
債務者　兒玉美佐子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
長野市大字南堀186番地10
債務者　髙橋みよ子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係